

2025 年 1 月 28 日

各 位



2024 年 12 月 28 日からの大雪により被災された お客さまに対する電気料金の特別措置について

2024 年 12 月 28 日からの大雪により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

当社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、被災されたお客さまからの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

記

1. 対象者

当社と電気のご契約をされているお客さま

2. 対象地域

災害救助法が適用された市町村およびその隣接市町村（2025 年 1 月 9 日時点）

青森県（5 市 4 町 1 村）

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平川市、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、

南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町

3. 特別措置の内容

① 電気料金の支払期日（※1）の延長

2025 年 1 月、2 月および 3 月料金計算分の電気料金の支払い期日を各々 1 カ月間延長いたします。

② 不適用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の翌月 6 カ月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除いたします。

③ 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

電気設備の一部が使用不能となった場合は、2025 年 7 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除いたします。

（注）※1 支払期日とは、検針日翌日から起算して 30 日目をいいます。

4. 特別措置の申込み方法

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

以上

お問い合わせ先

ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

住所：東京都中央区日本橋二丁目 11 番 2 号

本社：03-6758-6311 北海道支店：011-209-9350

東北支店：022-778-0063 西日本支店：06-6396-8210

九州支店：092-432-8130

受付時間：9：00～17：00 ※土日祝除く